

## 令和6年度蓼科有機センター施設譲渡に関する公募型プロポーザル審査要領

### 1 目的

「令和6年度蓼科有機センター施設譲渡」を実施するにあたり、譲渡先として最も適した提案者を特定するため、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づく審査について、本要領を定める。

### 2 審査会の設置

茅野市プロポーザル方式実施要綱第5条に基づき、「令和6年度蓼科有機センター施設譲渡プロポーザル審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。審査会の所掌事項は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第6条による。審査会の会議は、茅野市プロポーザル方式実施要綱第7条による。

### 3 審査会

#### (1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関することを審議する。

#### (2) 審査委員

審査委員は、次のとおりとする。

ア 会長 茅野市市民環境部長

イ 委員 その他委員長が必要と認める者 7名以内

#### (3) 会議

ア 審査会の会議は、会長が招集する。

イ 審査会には、提案者の出席を求め、提案内容の説明等をさせることができる。

ウ 会長は、必要があるときは、委員及び提案者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

エ 会長は、簡易な事業又は急を要する事項については、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

### 4 審査方法

(1) 審査対象 提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング

(2) 評価基準 別表のとおり

(3) 採点方法 プレゼンテーション及びヒアリング終了後、速やかに審査会を開催し、各委員が審査基準に基づき採点する。委員の採点結果を集計し、評価項目ごとの平均点を「審査会評価点」とする。

(4) 提案者の特定 審査会評価点の合計が60点以上、かつ最も高い点数を獲得した者を最も譲渡先として適した提案者として特定する。得点が同点の際には、委員の過半数で決し、可否同数の時は、会長の決するところによる。

(別表)

評 価 基 準

評価項目	評価内容		配点
提案評価①	的確性	施設の能力を有効に活用した提案となっているか。	25
		本市の可燃ごみ減量化につながる提案となっているか。	
		循環型社会につながる提案となっているか。	
提案評価②	実現性	提案内容を実施する上で必要なノウハウを持っているか。	25
		受入先は具体的かつ実現可能であるか。また、安定した受入量が見込めるか。	
		販売先は具体的かつ実現可能であるか。また、安定した販売量が見込めるか。	
		実現可能な提案となっているか。	
提案評価③	独創性	地域産業との連携など独自の提案がなされているか。	5
提案評価④	プレゼン・ヒアリング	分かりやすいプレゼンテーション、的を得たヒアリング内容であったか。	10
小 計			65
実施業務面	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。 財務状況に問題はないか。	15
	業務実績	譲渡施設と同種・類似業務の施設運営実績があるか。	
市内企業	茅野市内に本店、支店、又は営業所がある。	市内に本店がある。	5点
		市内に支店、営業所がある。	3点
		上記以外	1点
価格点	満点（20点）×（自社の購入希望価格／購入希望価格のうち最高金額）		15
小 計			35
合 計			100